

## ○池田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町マスコットキャラクター「ちゃちゃまる」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより池田町を広くPRするため、貸し出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 町長は、次の各号に掲げる者に対し、業務に支障のない範囲で、着ぐるみを貸し出すものとする。

- (1) 町内に在住、在勤、在学の活動グループ、団体及び企業
- (2) 町が主催、共催及び後援する事業の団体
- (3) その他町長が適当と認めるもの

(借用申請)

第3条 着ぐるみの貸し出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ池田町マスコットキャラクター着ぐるみ借用申請書（別記第1号様式。以下「借用申請書」という。）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の借用申請書は、借り受けしようとする日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出許諾)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとし、池田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可証（別記第2号様式）を当該申請者に交付する。

- (1) 町の信用又は品位を害する恐れがある場合
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐

れがある場合

- (3) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- (4) 宗教的行事、政治活動等のために利用する恐れがある場合
- (5) 営利を目的とした活動に使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不相当と認めた場合

2 前項の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承諾をしないものとし、池田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承諾通知書（別記第3号様式）を当該申請者に交付する。

（使用料）

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（貸出期間）

第6条 着ぐるみの貸出期間は、借受日と返却日を含めて7日以内とする。  
ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 借用申請書の記載内容以外に使用しないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に野外で使用しないこと（水気に近付けないこと）。
- (6) 着ぐるみは改造しないこと。
- (7) 着ぐるみ1体につき、補助者を2名以上付けること。
- (8) 着ぐるみ内は高温となるため、着用者の健康管理に留意すること。
- (9) マスコットキャラクターのイメージを保つため、着用中は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。

- (10) 着ぐるみの搬出搬入は、申請者の責任負担において行うこと。
- (11) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用承諾の取消し等)

第8条 町長は、第3条の規定によるキャラクターの借用申請に関し、使用者が次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、使用許諾を取り消すとともに、その使用者へ以後の貸し出しは行わないものとする。

- (1) 第7条に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 本要綱に違反したとき又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事項。

2 町は、前項により、使用を取り消されたことにより生じた使用者の損害について、損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

(現状復帰)

第9条 使用者が着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任及び負担により、クリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が着ぐるみを亡失した場合は、使用者は現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(責任の制限)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に関して、町は一切その責を負わない。

(庶務)

第12条 着ぐるみに関する事務は、町企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。